

論文

唐・神策軍の北司としての機能について

——内獄・軍巡使・功德使——

林 美 希

## 唐・神策軍の北司としての機能について

——内獄・軍巡使・功德使——

林 美 希

## はじめに

唐王朝は八世紀半ばの安史の乱（七五五―七六三）を機に、政治・経済・軍事などさまざまな分野で深刻な変化と破綻に直面した。王朝存続のために抜本的な改革を迫られた朝廷は、戦乱後、税制の一大転換によって財政を再建し、それまでの「租調役」を基本とする仕組みから「両税」と「課利」収入を柱とする体制へと舵を切った。同時に、地方各地で跋扈する有力藩鎮や戦乱に乗じて侵攻の勢いを強める吐蕃への対抗手段として中央禁軍を再編し、一地方軍を禁軍へと昇格させた。北衙神策軍の誕生である。

周知のとおり、この神策軍は宦官の権力基盤となり、とくに憲宗（在位・八〇五―八二〇）期以降になると皇帝の擁立にすら介入するなど、唐末までその悪名を轟かせた。唐代後期の歴史の展開において、神策軍は朝廷のみならず王朝の帰趨を左右する存在であったといっても過言ではない。なかでも神策軍が駐屯しその主な活動の舞台となった国都長安では、宦官の権勢を背景にした数々の特権を行使した結果、人々の日常生活に多大な影響を及ぼしただけでなく、時には住民との軋轢をも生んだのである。

そもそも、神策軍は徳宗（在位・七七九―八〇五）の時代に、皇帝に直属する軍勢力として従来の北衙に代わる新たな禁軍組織を完成させた。しかし皮肉なことに、神策軍がその軍勢力でもって中央政府の安定に寄与したと見なすことのできる期間は意外と短い。憲宗期以降、藩鎮討伐が本格化すると反比例して出撃回数が減少してゆくのがそれを如実に物語る。つまり、神策軍は北衙としての地

位を確立したとはいうものの、藩鎮を牽制する兵力としてはさして期待されていなかったのである。それにもかかわらず、神策軍は羽林軍や龍武軍などの従来の北衛のように形骸化することなく、依然として宦官と共に朝廷の中核にあり続けた。

さて、これまでの神策軍の研究はというと、大別して、その軍事的な役割とその解明に主眼を置くものと組織の展開を宦官との関係を重視しながら考察するものという二つの視座から進められてきた<sup>1)</sup>。たとえば前者については、憲宗期に至るまでの神策軍の発展過程を時系列で整理した小畑龍雄氏・日野開三郎氏や<sup>2)</sup>、順宗期までの神策軍を政治との関わりから検討した何永成氏が基礎的な研究としてあげられる<sup>3)</sup>。後者については中国での蓄積が多いが、近年ではとくに黄楼氏と何先成氏の研究が注目される。両氏の著作は共に唐後半期の宦官政治を考察するなかで神策軍を分析した最新の成果で、神策軍の沿革から宦官による中央の政治闘争、そして地方との関係に至るまでを網羅的に扱っているが、黄楼氏の著作が神策軍に関連した政治史に論述の重点を置くのに対して、何先成氏の著作は神策軍のより実務的な部分、すなわち兵源や収入・職務に紙幅を割いている<sup>4)</sup>。

このように、神策軍の政治史的意義は早くから注目され、その現象の解明は多くの研究者によって取り組まれてきた。しかしながら、北衛禁軍と称しはするものの本来ならば単なる皇帝の私兵でしかない神策軍が、なにゆえ政界を揺るがすほどの存在になったのかとなると、今ひとつその具体的な答えを先論のなかに見出すことができない。その原因となっているのが、神策軍に付された「禁軍」という範疇を越えた特殊な役割であろう。

神策軍が北衛として中央に定着する徳宗期以降の史料を追いかけてみると、神策軍の出勤事例のなかには、禁軍としての活動範囲を明らかに越えているものがたびたび見られる。やがて彼らは「北司」と称され、南司すなわち一般の官僚から宦官の主宰する行政機構と認識されるようになるのだが<sup>5)</sup>、どうやらその過程で、神策軍には禁軍としての職権以外の権限がいくつも付与されていくようなのである。そのことが神策軍の組織を複合的にする、一方でその実態を曖昧にしているといつてよい。

見方を変えれば、神策軍の北司への変貌は、禁軍として一度は整えられた組織が、新たに本来の軍事的貢献の域に留まらない役割を与えられたことを意味する。その役割とは何であろうか。当時の官僚たちから神策軍が北司と呼ばれたのは、官僚たちがその力量に対しある種の恐れを抱いていたからというだけでなく、彼らに南司と対峙しうるだけの権限が付与されていたからであろう。

そこで本稿では、神策軍が獲得した三つの行政機能を取りあげて、それぞれが神策軍と宦官の権力拡大にあたってどのような基盤となったのかを見てみたい。

## 第一節 独自の裁判権——内獄

### (1) 皇帝権の強化と詔獄

神策軍のいわば「越権」、すなわち禁軍としての職務以外に彼らに付された権限としてまず注目されるのは、彼らが早くから独自の獄（いわゆる営倉ではなく審問機関としての）を有していたという点であろう。最も早い例は『資治通鑑』卷二二四、唐紀四〇、代宗大曆五年（七七〇）正月条に、

神策都虞候劉希暹、都知兵馬使王駕鶴、皆な朝恩に寵有り。希暹、朝恩に説きて北軍に獄を置き、坊市の悪少年をして富室を羅告せしめ、誣いるに罪惡を以てし、捕えて地牢に繋ぎ、訊掠して服を取り、その家貨を籍没して軍に入れ、并せて告捕する者を賞す。地は禁密に在らば、人敢えて言う莫し。

と見えるのがそれである。大曆五年当時の神策軍はまだ北衙の一員とは認められておらず、宦官の魚朝恩に率いられて代宗（在位：七六二—七七九）の窮地を救った私兵集団に過ぎなかったが、永泰元年（七六五）に発生した吐蕃の二度目の京畿侵入後は他の北衙と同様に禁苑に駐屯し、魚朝恩の権勢を借りて勢力を伸ばしていた。なかでも神策軍都虞候の職にあった劉希暹は魚朝恩をそそのかして獄を置き、不法行為の取り締まりを名目に悪少年を使って富豪の家を誣告して投獄し、財産を没収するという横暴を働いて顰蹙を買ったという<sup>7)</sup>。

ここで獄の設置と深く関わる唐の裁判機構について簡単に整理しておく、律令体制のもとでは司法に関連する業務は尚書刑部と大理寺を中心に行われていたが、のちに中書門下が加わり、朝廷の裁判はこの三者によって運営された。大理寺は官人に対しては徒以上、庶人に対しては流以上にあたる裁判を担当し、官人の徒刑・庶人の流刑ならば尚書刑部の詳覆を経て決定するが、流以上及び除官・免官・

官当の判決を出した場合は断案を尚書刑部に送申する必要があった。尚書刑部はこれを覆審し、妥当であると判断すれば皇帝に申奏して案件を終結させ、そうでなければ再審を行った。そして尚書刑部の上に中書門下が置かれ、死刑にあたる重罪事案を覆審した<sup>9</sup>。

裁判は原則として、こうした下級審の断案を上級審が覆審し重罪事案に限って最終的な決定者である皇帝に送るといふ審級制に従って進んだが、これらの手順とは別に皇帝が勅命によって臣下を獄に下すことがあり、これを「詔獄」と呼んだ。詔獄が開かれると、尚書刑部・大理寺・御史台という三司に中書門下が参加して審理にあたった。唐代前期にあつては、この中書門下の主導で開催される三司の合議審議のなかで重要な役割を果たしていたのは常に御史台であつたが、唐代後期になると、とりわけ徳宗期以降の詔獄では内侍省がその中心を担うようになる<sup>10</sup>。

そもそも内侍省は公的な官司の形をとつてはいるものの、実際は皇帝の私的な家政機関なので、内廷つまり皇后や親王、宮人など後宮に関連する者を処断するための獄事にあたることはあつても、外廷の一般官僚の裁判に容喙するなどということはなかった。にもかかわらず、唐代後期になると、官僚を対象とする詔獄が内侍省で開かれる例が散見するのである。とすれば、内侍省はそうした司法の機能をいかなる方法で獲得したのだろうか。

徳宗の治世は一般に「姑息」と評されるが、徳宗が藩鎮に対してそのような態度を取らざるを得なくなったのは強硬な中央集権への施策が失敗した後のことであつて、即位当初は両税法を施行して財政の再建に努めたほか、いったんは宦官を退けて官僚たちに禁軍の統制を委ねるなど政治に意欲的であつた。現に司法に関しては、地方官僚への監察に積極的であつたし、御史台の弾劾権と裁判権を強化している<sup>10</sup>。ところが、諸藩鎮の猛烈な反撃のもとに徳宗の藩鎮抑圧策が挫折し、建中四年（七八三）十月に朱泚の乱が起ると、頼みの禁軍は役に立たず、徳宗は奉天に蒙塵を余儀なくされた。この経験で辛酸を嘗めた徳宗は、長安回復後、側近の宦官に権力を集中させていくこととなるが、その状況と平仄を合わせるかのように詔獄が盛んに行われ始めるのである。貞元年間（七八五―八〇五）から見られる徳宗の詔獄は、初めは御史台で、次いで内侍省で開かれるようになった。内侍省での鞫獄の例は、『資治通鑑』卷二二三、唐紀四九、徳宗貞元三年（七八七）十月条に、

妖僧李軟奴自ら言えらく、本は皇族なり。見獄・瀆神に見ゆるに、己に命じ天子と為らんことを、と。殿前射生将韓欽緒等と結び、

乱を作すを謀る。丙戌、其の党、これを告げ、上命じて捕えて内侍省に送りこれを推す。……〔李〕泌乃ち密奏するに、大獄一たび起こるや、連引さるる所必ず多く、外間の人情恟懼せり。請う、出だして台に付して推さんことを、と。上これに従う。……壬辰、軟奴等八人を腰斬し、北軍の士の坐して死する者八百餘人なれど、朝廷の臣の連及する者無し。

とあって、貞元三年に起こった謀反の関係者の推鞠を勅命によって内侍省に担当させようとしたのが初出である。この時は宰相李泌の反対で事案は御史台へ移されたが、『冊府元龜』卷五一五、憲官部四、剛正二に、

竇參……御史中丞に遷る。……參、貞元三年十月、謀逆の賊李弘孔等六人を擒獲し、中官王希遷をしてこれを内侍詔獄に鞠せしめ、皆な款伏す。參、三司をして覆験せしめんことを請い、詔してこれに従う。

とあって、首謀者の李軟奴（俗名を李弘弘という）を含む六人についてはまず宦官が内侍省で推鞠し、ついで御史中丞の要請によって三司（尚書刑部・御史台・大理寺）の推覆に移されるという手続きを踏んだと分かる。

内侍省で行なう初めての詔獄となったこの件について、神策軍との関係からもう少し詳しく見ておきたい。この事件は、妖僧李軟奴が宗室親王の落胤と自称し五岳四瀆神から天子たるべしとのお告げがあったとして、殿前射生将と神策軍将など数名を誘って謀反を企てたものである。神策軍内からも連座する者が多数出る事態となった。内侍省で李軟奴の取り調べを担当したのは宦官の王希遷で、彼は鞠獄とともに徒党の追捕活動にもあたっていた<sup>11)</sup>。徳宗は興元元年（七八四）に奉天から長安へ戻ると、宿将から神策軍の兵権を取りあげ、代わりに宦官の竇文場と王希遷を監神策軍左廂兵馬使と監神策軍右廂兵馬使に任命して、これを掌握させた<sup>12)</sup>。その後、神策軍は貞元二年（七八八）に神策左右廂から北衙として左右神策軍に昇格し左右の二軍に分かれたが<sup>13)</sup>、王希遷は貞元十二年（七九六）にその職を初代の右神策軍護軍中尉である霍仙鳴に譲るまでは右神策軍を取りしきる立場にあったので、事件当時、王希遷は右神策軍の監軍使として裁判の任務に就いていたと考えてよいだろう。したがって、詔獄によって内侍省に連行された被疑者が拘留された場所としては、神策軍の獄を想定するのが最も蓋然性が高いのである。

この謀反に対する詔獄が内侍省で開かれた原因のひとつとして、宦官が統括する神策軍とその指揮官が事件に大きく荷担していたためという可能性は否定できない。しかしその最大の理由は、徳宗が宦官を腹心として重用していたことにある。この一件は、内侍省

が裁判の機能を獲得しようとするその萌芽であり、それが宦官の神策軍掌握と深い関わりがあったことを示す好例なのである<sup>1)</sup>。

ところで、代宗期より神策軍に獄が置かれていたことは前に見たが、その独立性は神策軍の発展とともに強化された。貞元十二年に護軍中尉が置かれ、禁軍としての神策軍の組織が整備されたのちは、『資治通鑑』卷二二六、唐紀五二、徳宗貞元十九年（八〇三）十二月条（一）内は胡注。以下同様）に、

建中の初め、勅して京城の諸使及び府県の繫囚は、季終ごとに御史に委ねて巡按せしめ、冤濫の者あらば以て聞せしむ。近歳、北軍、牒を移るのみ〔宦官の勢、横なれば御史敢えて復た北軍に入りて囚を按せず。但だ北司に移文し、繫囚の姓名及び事を牒取す。因りて故事に応ずるのみにして、その冤濫の有無を問わず〕。監察御使崔遠、下を遇すること嚴察なり。下吏これを陥れんと欲し、引きて以て右神策軍に入らしむ。軍使以下駭懼し、具さにその状を奏す。上怒り、遠を杖すること四十、崖州に流す。

とあるように、神策軍の獄は宦官の権勢を背景に特別扱いをされるのが通例となっており、本来ならば監察の権限を有する御史台の官僚でさえもみだりに立ち入ることはできず、そこは既に一種の治外法権が働く区域と目されていたことが分かる。

さて、憲宗期に入ると、内侍省での詔獄を指して内仗・内獄・禁中・仗内等々と表現にいくつかのバリエーションが現れる。内仗とは、『資治通鑑』卷三三九、唐紀五五、憲宗元和十一年（八一六）十一月条とその胡注に、

王鐔の家の二奴、鐔の子稷の父の遺表を改め献ずる所の家財を匿す、と告す。上命じて内仗に於いて鞠せしめ〔新書の儀衛志にいわく、……毎月四十六人を以て内廊閣外に立たしめ、号して内仗と曰う。左右金吾將軍を以て当上せしめ、中郎将一人これを押す、とある〕、中使をして東都に詣り鐔の家財を検括せしむ。

とあるのが本来の語義で、宮中の内廊閣外に立つ侍衛の禁軍を指した。仗内の儀仗兵であるから「内仗」と言ったと思われる。ここにはもともと金吾衛將軍とその部隊が配されることになっていたが、『新唐書』卷一六四、盧景亮伝に、

是の時（憲宗期）、中官禁兵を領して数しば法を乱し、台府の吏属を捕えて軍中に繋ぐ。源中上言すらく、台憲は紀綱の地なり、府県の責成の所なり。設吏に罪有らば、宜しく有司に帰すべし。北軍をして南衛を乱すなかれ、麾下仗内に於いて重し、と。帝これを納る。

とあって、憲宗期には禁中の侍従宿衛には金吾衛に代わってすべて北軍（神策軍）が任じられていたことが分かる。つまり、前出の史料で「内仗」が示すのは神策軍のことであり、王鏐の子・王稷が家奴の密告によって連行されたのもまた神策軍の獄ということになる。また、仗内というのは、宮城において中朝と内朝の境界線上に位置する左右の上閣門より内側の非武装区域のことで、禁中とほぼ同義で用いられる<sup>15</sup>。仗内や禁中という特定の空間を表す言葉が神策軍の獄の婉曲表現になっていることから、その獄はおそらく大明宮の東西に広がる禁苑内に設けられた神策軍の駐屯地内であったと思われる<sup>16</sup>。そこはまさに官僚たちの手の届かない宮中内部であり、いったんそこに連行された者たちの恐怖は察するに余りあるものであったに違いない。

ただし、憲宗は神策軍の獄を利用して内侍省に詔獄を開きはしたが、その後は裁きの場を御史台に移し、三司に推覆（再審）させて法の運用に厳正であろうとする姿勢を見せた。その端的な例としては、元和八年（八一三）に起こった于頔の関与した贈賄事件<sup>17</sup>や元和十年（八一五）の宰相武元衡暗殺事件の容疑者取り調べの際の手続きが挙げられる<sup>18</sup>。したがって徳宗・憲宗期の詔獄は、安史の乱で弱体化した朝廷の再起をはかるにあたり、皇帝権の強化を意図して行われたともいえよう。ところが憲宗によって確立されたかに見えたこの体制は、憲宗の没後から、それ以前とはまったく異なった様相のもとに崩れ始めるのである。

## (2) 宦官による詔獄の濫用

宦官勢力が政治的な足場を確立したのは徳宗・憲宗期であったが、それを可能にしたのが、宦官の職制として設けられた神策軍護軍中尉と枢密使であった<sup>19</sup>。宦官たちは権力を握ると憲宗を弑逆し、凡庸な穆宗（在位：八二〇―八二四）と年少の敬宗（在位：八二四―八二六）を次々と擁立・殺害し、敬宗の弟を即位させた。これが文宗（在位：八二六―八四〇）である。

文宗は宦官に擁立されたものの、宦官の専横を抑えようとした。裁きに際しても御史台を中心に法の運用にあたり、詔獄を開く時も内侍省ではなく御史台を使った<sup>20</sup>。とはいえ、宦官が詔獄を逆手に取って文宗を牽制するなど、両者の緊張関係は抜き差しならぬところに来ていたのも事実で、『資治通鑑』巻二四四、唐紀六〇、文宗太和五年（八三一）二月条に、

上の弟漳王湊、賢く、人望有り。「鄭」注、神策都虞候豆盧著をして「宋」申錫を漳王を立てんと謀るを誣告す。戊戌、「王」守澄

これを奏し、上以て信に然りと為し、甚だ怒る。……上、守澄に命じて豆盧著の告げし所の十六宅宮市品官の晏敬則及び申錫の親事王師文等を捕え、禁中に於いてこれを鞠せしむ。

とあるのはその一例といつてよい。太和五年に文宗が宰相の宋申錫と共に宦官の誅殺を企てた時、事前に事が発覚してしまい、逆に右神策軍中尉の王守澄のほうに宋申錫を誣告して文宗に内侍省で詔獄を開くよう仕向けた。当時の朝廷は、穆宗・敬宗期に始まる李宗閔・牛僧儒と李德裕の党派対立のさなかにあり、官界は激しく揺れていた。政治の刷新を目指した文宗がこうした問題を一挙に解決すべく計画したのが、太和九年（八三五）十一月の甘露の変であった。

甘露の変とは、宦官勢力とその中心をなす神策軍中尉の専権を抑えるために、文宗の側近であった翰林学士の李訓と節度使の鄭注がこれを一挙に討伐しようと画策した事件である。ところが政変はあえなく失敗に終わり、時の宰相王涯以下の首脳陣は、左神策軍中尉仇士良の指揮する神策軍に一網打尽にされ、神策の獄に拘留のすえ処刑された。そのありさまは『旧唐書』卷一六九、王涯伝に、

十一月二十一日、李訓の事敗れ、文宗入内す。涯、同列と中書に帰りて会食するに、いまだ筋を下げざるに、吏、兵の閤門より出づる有りて、逢う人即ちに殺さるるを報ず。涯等蒼惶として歩き出で、永昌里の茶肆に至りて禁兵の擒うる所と為り、その家属・奴婢を并せて皆な獄に繋がる。仇士良、涯の反状を鞠すれど、涯実はその故を知らざるも、械縛既に急なれば、撻笞その酷きに勝えず、乃ち反状を手書せしめ、自ら訓と同一に謀るを誣う。獄具わりて、左軍兵馬三百人は涯と王璠・羅立言を領し、右軍兵馬三百人は賈餗・舒元興・李孝本を領し、先に郊廟に赴き、両市に徇え、乃ち子城の西南隅の独柳の樹下に於いて腰斬す。

とあるとおりである。この事件を機に皇帝と南司と呼ばれた官僚たちの権威は完全に地に落ち、北司の宦官たちの政權掌握が始まった。『資治通鑑』卷二四五、唐紀六一、文宗太和九年十一月条に、

是れより、天下の事皆な北司に決し、宰相は文書を行うのみ。宦官の気益ます盛んにして、天子を迫脅し、宰相を下視し、朝士を陵暴すること草芥の如し。

とあるごとく、以降、武宗より最後の昭宗に至る五人の皇帝はすべて宦官によって擁立され、「定策国老」と「門生天子」の時代が幕を開けた。したがって、皇帝が主導する詔獄の形は姿を消すが、代わりに宦官たちは内侍省での鞠獄すなわち神策軍の獄を利用して対

立する官僚たちを打倒し、自らの権勢の維持に努めたのである。

## 第二節 警察機能の吸収——金吾衛街使から神策軍巡使へ

### (一) 左右金吾衛と街使の再編

内侍省が皇帝の庇護のもと神策軍の獄を利用して官僚に対する裁きを活発に行い、独自の司法権を獲得していったことが神策軍の「北司」への変貌の端緒だとすると、次に考えなくてはならないのは、裁判権と密接に関わる警察権の問題である。

玄宗の開元年間以降における長安城内の治安維持は、急激な人口増とそれに伴う居住形態の変化とりわけ坊牆制の動揺という問題に対応するため、坊内の秩序体制の補強と坊外の街路への警備強化という二つの側面からなされた。そのために設置されたのが巡使と街使である。巡使には御史台の御史が任じられて坊内に対する責任を追い、街使には金吾衛の武官が任じられて坊外の街路上の警察を担当した<sup>21</sup>。ここでは、神策軍との関係から街使に注目してその沿革を追いかけてみたい。

そもそも、街使を受け持つ金吾衛は南衛十二衛のひとつで、皇城内に官司を置く他の諸衛とは異なり長安の左右街（左金吾衛は永興坊、右金吾衛は布政坊）に官司があった。左右金吾衛が皇城の外に官司を置いたのは、『唐六典』卷二五、諸衛府、左右金吾衛の条に、左右金吾衛大將軍・將軍の職は、宮中及び京城の昼夜巡警の法を掌り、以て非違を執御す。

とあるように、彼らの職務のひとつが京城の巡回警備と違反の取り締まりであったからである。唐初よりの律令体制のもとでは、長安市内の巡警のために出動するのは翊府中郎將とその配下の部隊の役目であったようだが<sup>22</sup>、玄宗期に入り長安の人口が膨張すると、『冊府元龜』卷一四、帝王部、都邑二に、

「開元」十九年（七三二）六月、詔して曰く、京洛の兩都は、是れ惟だ帝宅たるのみ。街衢坊市、固く須らく修整すべし。比ひごろ聞くに、土を取りて穿掘し、因りて穢汚たる阮塹を作すは、四方の遠近、何をか以て瞻矚せんや。頃ころ處分すると雖も、仍お或いは違ふ有り。宜しく所司をして前勅を申明せしめ、更に街巷に坑を穿つ及び土を取るを得ず。その旧き溝渠は当界をして閑に乗じて整頓・

疏決せしめ、牆宇・橋道も亦た当界漸く修めよ。広く労役に有るを得ず、と。

とあるとおり、街路に穴を穿つ者や坊牆・橋道の破損が目立つようになり、従来の坊牆制に依拠していた治安維持が崩れて街坊は荒れ始めた。これに対処するために新設されたのが街使にほかならず、その設置は遅くとも開元二十九年（七四一）に遡ることができる<sup>23</sup>。左右街使の職掌については『旧唐書』には見えないが、『新唐書』卷四九上、百官志四上、左右金吾衛には、

左右街使は六街の徼巡を分察するを掌る。凡そ城内の坊角、武侯鋪有り。衛士・曠騎分守す。大城門は百人、大鋪は三十人、小城門は二十人、小鋪は五人なり。日暮、鼓八百声にして門閉ず。乙夜、街使、騎卒を以て循行し叫譁し、武官暗探す。五更二点、鼓、門より発せらるれば、諸街鼓承振して坊市の門皆な啓き、鼓三千擣きて、色を弁じて止む<sup>24</sup>。

とあり、左右街使が京城内の左右六街の警察をつかさどり、城門と坊角の武侯鋪（金吾衛兵の詰所）を管轄していたことが分かる。金吾衛の兵士といえは当初は「府兵制」による折衝府からの上番制で任務に就いていたが、次第に府兵制が機能しなくなり、玄宗の開元十一年（七二三）に始まった曠騎制もすぐに瓦解してしまったので、いよいよその人員の補充が難しくなった。当然の帰結として京師の警備や防衛体制にもその影響が及び、弱体化してゆく南衛に代わってその職分を侵食し始めたのが北衛であった。

安史の乱の直前、北衛は左右羽林軍と左右龍武軍の四軍が並立していた。このうち玄宗肝煎りの禁軍として厚遇されたのが龍武軍で、彼らは玄宗の蜀蒙塵に随行しながらもその旅の途上で楊貴妃とその一族を殺害し、その大部分が玄宗と運命を共にするようにして離散した。一方の羽林軍も、北衛としての伝統は残るものの玄宗の寵愛が龍武軍に傾いたこともあって形骸化が進んでいた。そうしたなか、肅宗は即位すると至徳二載（七五七）に自らの親軍として左右神武軍を新設し、北衛を六軍（左右羽林軍・左右龍武軍・左右神武軍）に増設すると、さらに乾元二年（七五九）十月に北衛六軍を金吾衛と同等の待遇に改めた。当時、金吾衛は通例ならば左右二衛であるところをその倍の四衛の体制で稼働しており、北衛をその規模に合わせて急拵えで組織したという印象が拭えない<sup>25</sup>。

実はこの措置が行われる少し前の乾元二年三月、『旧唐書』卷一二六、李揆伝によれば、

時に京師盜賊多く、通衢に人を殺して溝中に置く者有り。李輔国、方に恣横し、羽林騎士五百人を選びて以て巡檢に備えんことを上請す。揆上疏して曰く、昔、西漢、南北軍を以て相い統攝す。故に周勃、南軍に因りて北軍に入り、遂に劉氏を安んず。皇朝、

南北衙を置き、文武区分するは、以て相い伺察せんとすればなり。今、羽林を以て金吾の警夜に代えれば、忽ち非常の変有らば、將に何をか以てこれを制せんや、と。遂に制して羽林の請を罷む<sup>26</sup>。

とあって、安史の乱の反乱軍から取り戻したばかりの長安の治安を回復させるため、北衙羽林軍に京城内の警察を担当させようという動きがあった。この時は、警察と軍事とは区分されるべきという主張が通って沙汰止みになったが、北衙と南衙の警察権をめぐる鏖迫り合いは神策軍の登場以前から既に始まっていたのである。

神策軍は代宗の優遇を受けて発展し、魚朝恩の権勢を背景として、その活動は宮中に留まらず長安城内の警察行政へも伸びるようになった。前節で見た神策軍の獄の初出史料（『資治通鑑』卷二二四、唐紀四〇、代宗大曆五年正月条）に記す不法の取り締まりを名目に無頼の徒をけしかけて富豪の家から財産を没収する様子は、神策軍の権力が警察という形で長安市民に及び始めた最初の例でもある。

こうした北衙の越権を食い止めるために、金吾衛による警察機能の一層の強化が計られたことは想像に難くない。左右街使の役目は当初は翊府中郎將が担っていたが、従前の北衙の動向に対応してか金吾衛大將軍の兼任に変わった。それはまた、左右金吾衛の管轄区域が宮城外へと大きく傾き、宮城内を管轄する北衙との棲み分けを明確にしたことを意味した。大將軍が街使を兼ねた最も早い例は『旧唐書』卷一三四、渾瑊伝に、

その年（大曆十四年〔七七九〕）、復た崔寧を以て朔方節度使と為し、子儀の旧管を領し、瑊を徴して左金吾衛大將軍と為し、左街使を兼ねしむ。

とある代宗末期の大曆十四年であり、以後、左右金吾衛は京城内の街路の警備警察を本務とするようになっていった。

## （2）甘露の変後の形勢逆転

このように金吾衛街使は、安史の乱後は警察業務に特化しつつ国都長安の治安に貢献していたが、彼らの職掌は次第に宮城内のみならず宮城の外でさえも我が物顔で歩く神策軍に脅かされ、その勢力に圧されてゆくことになる。したがって、金吾衛の持つ警察機能の衰退と神策軍に付加される警察機能の強化とは表裏一体であると見てよい。既に文宗期に入ると、『冊府元龜』卷六五、帝王部、発号令四、

文宗太和四年（八三〇）十二月条に、

四年十二月、詔して曰く、如聞らく、近日、京城頻りに寇賊有れども、府県の繇る所の至って少なく、実に防制し難ければ、須く軍司を仮りて、共に捕察を為すべし。宜しく左右神策をして各おの人を差して府県と与に計会し、如し盜賊有らば、同力追擒し、仍りて差す所の人数姓名並びに配する所の防界を具し、牒を京兆府に報ぜよ。……と。

とあるように、神策軍の盜賊追捕などの出動なしには京城内の治安維持が困難になっていた。金吾衛の兵力低下は深刻だったのである。それに加えて、京城内の警察活動という領分における神策軍の金吾衛に対する優位を決定づけたのは、またしても太和九年（八三五）十一月に起こった甘露の変であった。政変に際し李訓らは、宦官の掌握する神策軍を前にして金吾衛や京兆府、御史台といった京師の治安に携わってきた警察力で対抗しようとした<sup>26</sup>。ところが関係者たちは、逆に謀反という汚名を着せられ神策軍によって捕縛・処刑されてしまう。

ここにきて金吾衛を完全に抑え込んだ神策軍は、この機に乗じて長安城内の統制に乗り出した。『資治通鑑』卷二四五、唐紀六一、文宗太和九年十一月条に、

時に坊市に剽掠せし者、猶おいまだ止まず。左右神策將楊鎮・斬遂良等に命じて各おの五百人を將いて通衢に分屯せしめ、鼓を撃ちて以てこれを警め、十餘人を斬り、然る後に定まる。

とあるように、政変後の動揺収まらぬ長安に警邏隊として出動する一方で、『冊府元龜』卷六五、帝王部、発号令四、文宗太和九年十二月庚寅条に、

勅すらく、是より先、元和十年六月十三日の勅には、内庫の弓箭・陌刀を以て左右街使に賜い、宰相の入朝に充て以て翼衛と為し、建福門に及びて退けしむ、とあり。ここに至りて「李」訓・「鄭」注の乱に因り、悉くこれを罷む。その賜う所の両街の軍器は尽く弓箭庫に帰せしむ、と。

とある。かつて憲宗の元和十年（八一二）六月に、宰相の武元衡が登城の途中で藩鎮が放った刺客に殺害されて以来<sup>28</sup>、左右街使に内庫より弓箭・陌刀が下賜され、宰相の出勤の警護にあたっていたのであるが、甘露の変を契機にそれが廃止されたのである。その結

果、金吾衛は武装解除を余儀なくされ、長安城内の警察権はほとんど神策軍の手に落ちたといつてよい。以後の京師の治安は、金吾衛街使に代わって、「軍巡」と呼ばれる左右神策軍を中心とする禁軍巡検と追捕によって維持されるようになる。

宋敏求『長安志』によれば、長安右街（長安県）の修徳坊に右神策軍宮が、頌政坊に右軍巡院があったことが知られる<sup>30</sup>。長安左街（万年県）のどこかに置かれたと思しき左軍巡院については所在が分からない。軍巡院の長を軍巡使といい、『旧唐書』卷一八二、王処存伝に、王処存、……世々神策軍に隸して、京師の富族と為り、財産数百万なり。父宗、軍校より累ねて檢校司空・金吾大將軍・左街使に至り、興元節度を遙領す。……処存、右軍鎮使より起家し、累して驍衛將軍・左軍巡使に至る。

とあつて、左軍巡使の存在が確認できるので、軍巡使はやはり左右に分かれていたようである。左右軍巡使はまた「神策軍巡使」とも称されるように<sup>30</sup>、神策軍の指揮官が兼任する職であつた。彼らは長安城内を巡検し城内の警備・防衛にあたるだけでなく、京城内外や管轄の諸県についても広範囲な権限を行使し、単なる国都警察ではなく京兆府全域を統括する広域警察としての機能を備えたといふ<sup>31</sup>。なお、前出の王処存の父・王宗は代々神策軍の將校を輩出する家柄ながら金吾大將軍・左街使の職を手にしており、文宗期以降はこうした神策軍軍人一族による金吾衛職への着任と、それによつて實質的に金吾衛を神策軍の支配下に置くような措置が加速したものと予想される。

### 第三節 仏教事業の統制——左右街功德使

#### （一）神策軍長官との兼職

裁判権と警察権という行政機能を備えた禁軍部隊として京師に君臨する神策軍の存在は、官僚のみならずそこに暮らす人々にとつても大きな脅威となつた。その二つの権限をちらつかせれば、神策軍は百姓の財物をほしのままに収奪することができたからである。たとえば早くは徳宗年間に宮市（宦官による民間からの強制買い上げ）が蔓延し社会問題になつたが<sup>32</sup>、その横暴もやはり神策軍の権力を背景に展開されたものといえよう。神策軍は皇帝や宦官の「目」として長安の街に根を張り、自らの利益のために民衆の生活に司

法という支配の網を張り巡らせた。仏教への介入もそのひとつとして挙げられる。

唐代では、仏教は皇后や女官たちそして多くの宦官が暮らす内廷で信仰を集めたことが知られるが、その一方で、安史の乱後、宦官が内廷から外廷へと進出するための正当性を与え、宦官の政治的立場を確立するうえで不可欠であったことも指摘されている<sup>33</sup>。つまり仏教勢力と宦官はお互いの利害の一致のもと結託していったわけだが、彼らの仏教に対する個別的な利害や政治的意図は、おのずから仏教界をコントロールする方向へと向かった。『新唐書』卷四八、百官志三、宗正寺、崇玄署に、

貞元四年（七八八）、……後に復た左右街大功德使・東都功德使・修功德使を置く。僧尼の籍及び功役を総ぶ。元和二年（八〇七）、道士・女官を以て左右街功德使に隸せしむ<sup>34</sup>。

とあって、徳宗の貞元四年に長安管内における僧尼の戸籍・功役を総括する職として左右街功德使が創設された<sup>35</sup>。さらに憲宗の元和二年以降は、僧尼に加えて道士・女官もその管轄に入り、それまで全国の僧尼の度牒簿籍を管轄していた尚書礼部の祠部から完全にその権限を奪った<sup>36</sup>。左右街功德使は安史の乱後に始まった不空の国家仏教を中心とする代宗の仏教事業のなかから登場した功德使を前身とし、伽藍の造営や修繕、布施や訳経等のいわゆる修功德事業を管掌したものが徳宗期に引き継がれたと考えられている<sup>37</sup>。ただし左右街功德使は従前の功德使とは大きく異なり、直接に僧尼を管理し長安の左街・右街を管轄する行政職であり、貞元四年の設立時より左右街神策軍の監軍使による兼任制をとっている点が注目される<sup>38</sup>。

貞元四年は徳宗にとってようやく政治的な安定を得た年であった。気負った藩鎮抑圧政策が失敗して奉天蒙塵に追い込まれ、朱泚の乱の余波から長安を回復したのが興元元年（七八四）である。傷心の徳宗は官僚たちを信任できず、その反動で側近の宦官に権力を集中させていった。禁軍の強化については既に見たとおり神策軍の兵権を宦官に任せ、貞元二年（七八六）に左右街神策軍を北衛に昇格させて都の防衛を担わせた。しかし朝廷の基礎はいまだ脆弱で、貞元元年から三年の間は飢饉の連続による食糧不足と財政圧迫に苦慮し、三年末になって事態はようやく好転したという<sup>39</sup>。人心は動揺し、それにつけこんだ事件も発生した。前節で見た、貞元三年（七八七）十月に起こった資敬寺の妖僧・李軟奴の謀反事件である。事件に連座して死刑に処された神策軍士は八百余人に及んだというから、神策軍内にそれほど深く仏教勢力が食い込んでいたという点にも留意が必要であるが、李軟奴は邠州から流れ

てきた僧侶であった<sup>40</sup>。当時の長安は、怪しげな僧侶が仏教信仰を利用して不平分子を謀反に誘うような不安定な世情だったのである。即位当初、徳宗は莫大な経費を要する国家仏教に対して抑制の方針を取っていたが、民心の安定のためには仏教勢力を軽視せず適切に統制する必要があった。したがって左右街功德使は、単に仏教事業の助成を目的としたものではなく、神策軍の監軍使に兼任させることで警察と司法面での権限を付加し、寺院僧尼を監視しようとしたものと考えられる。

そして、『資治通鑑』卷二三五、唐紀五一、徳宗貞元十二年（七九六）六月条に、

六月、乙丑、監勾当左神策竇文場・監勾当右神策霍仙鳴を以て皆な護軍中尉と為す。

とあるように、貞元十二年六月、神策軍の監軍使たちは左右街神策軍の護軍中尉となった。これに合わせて以後は左右街功德使は両中尉が兼任し<sup>41</sup>、副使などの属僚もまた、右神策軍護軍中尉副使が右街功德副使を兼ねるといのように兼任を通例とするようになったようである。

## (2) 円仁と功德巡院

左右街功德使の具体的な職掌や政庁の場所などについては、円仁の『入唐求法巡礼行記』（以下、『巡礼行記』と略称）が手がかりを与えてくれる。日記によれば、円仁は長安到着後、まず長安滞在と諸寺への立入許可を求めて事務手続きを行った。『巡礼行記』卷三、開成五年（八四〇）八月二三日条に、

廿三日、齋の後、左街の功德巡院に至る。知巡押衙・監察侍御史の姓を趙、名を鍊というものに見ゆ。状を通じて城中の諸寺に寄住して師を尋ねんことを請う。……知巡侍御は巡官一人を差して、僧等を領いて資聖寺に安置せしむ。

とある。円仁が赴いた左街功德巡院とは功德使の衙署の出張所で、長安市中にあつたようであるが具体的な場所は分からない。右街ならば頒政坊に右軍巡院がある。これは本来右神策軍の巡院であるが、小野勝年氏は、長官はおおむね兼任であつたのでそこに右街功德使の巡院も併置されたのではないかと考え、そこから左街もまた同じ構造であろうと解されている<sup>42</sup>。また左街功德巡院で円仁に應對したのは知巡（知功德使巡院）押衙・監察侍御史の肩書きを持つ趙鍊という人物であつた<sup>43</sup>。書状提出後、部下を派遣して円仁を

資聖寺に案内していることから、趙鍊はこの出張所の責任者であろう。つまり左街功德巡院は、左神策軍の押衛で御史職を兼帯した者が任につく官司なのである。

ついで翌日の八月二十四日には、

廿四日、辰の時、巡院の押衛、状を作り、巡官を差して功德使に参見せしむ。左街功德使・護軍中尉・開府儀同三司・知内省事・上將軍仇士良といひ、封三千戸なり。僧等は巡官の使御に随つて、寺より北行して四坊を過ぎ、望仙門に入り、次に玄化門に入る。さらに内舎使門及び惣監院を過ぐ。更に一重の門を入りて使衛の南門に到る。門内に左神策歩馬門あり。惣て六重の門を過ぐ。使衛の案頭に到り、状を通じて処分を請う。……開府の出でざるにより、状を進むるを得ず<sup>44</sup>。

とあって、左神策軍護軍中尉であり左街功德使を兼任する仇士良に謁見するまでの道中の様子が描かれる。この道中からは、左街功德使の政庁本部（『巡礼行記』では使衛や使院と呼ばれる）は大明宮の東西に駐屯する神策軍の衛院の中にあつたということが分かる。

また右の二史料によれば、左右街功德使というのは、申請の受付・許可証の発行など事務一般から、監察や取り締まりまで、僧尼に關わる事柄であればすべてを一手に取りしきっていたようである。円仁が長安に滞在した武宗（在位・八四〇―八四六）の会昌年間（八四一―八四六）は、政治と仏教との緊張關係が最も高まつていた時期であり、繁栄を誇つた仏教界も廢仏という壊滅的な打撃を受けた。この時の廢仏策の特徴は、長安の街における仏教關連の權限が左右街功德使に委ねられ、彼らが保伍の制（隣保制）に基づいて組織的に彈圧を行っていることである<sup>45</sup>。要するに、仏教とその關係者をどう処断するかは左右街功德使の胸先三寸で決まるのであり、宦官が仏教の篤信者でありながら、一方では仏教界において絶大な權力を振るっていたことを想像させる。

なお、功德巡院が左右街功德使の下部機關としていつから存在していたかについては史料からは明らかではないが、神策軍巡院と功德巡院が併設されていたとすると、神策軍巡院が登場するのは甘露の変以後なので、功德巡院は文宗末期にはあつたことにならう。

## おわりに

以上、本稿では、神策軍が北衙として制度的に確立した後に新たに獲得した三つの行政機能について見てきた。それぞれについてまとめると、

① 神策軍が最も早く獲得したのは、外廷官僚に対する裁判審理の権限である。それは徳宗期以後に展開する宦官重用の施策の一環として、内侍省での詔獄という形で発動した。宦官は神策軍の獄を使って被疑者の審問を行ったのである。この体制は徳宗・憲宗期には皇帝権の強化に一定の寄与があったが、文宗期以降はとくに甘露の変がその決定打となって、宦官による濫用が続いた。

② 裁判権と並行して神策軍が掌握しようとしたのが京師における警察機能である。安史の乱後の長安では、金吾衛が街使を兼任して坊外の治安維持にあたっていたが、兵士の供給不足による勢力低下を食い止めることはできなかった。神策軍と金吾衛はその職分の範囲を巡って睨み合っていたが、甘露の変での敗北によって金吾衛が一掃されると、その権限は神策軍にほとんど吸収され、以降は金吾衛街使に代わって神策軍巡使が長安の治安維持を担当した。

③ 一方、神策軍の強化と平行して進められたのが仏教勢力の統制である。仏教は早くから神策軍内で支持を集めたほか、宦官にとつては精神的な支柱であり利権でもあった。貞元四年（七八八）以降、神策軍長官が兼任する左右街功德使は仏教に関わるすべてを統括し、神策軍の有する警察・裁判権を背景に長安仏教界に深く関与した。

のごとくになるう。

これらはいずれも北司として行使できる権限の重要な要素であり、南司の行政に優越する行政機能として神策軍ひいては宦官の権力基盤の一角を構成した。一方で、神策軍にはこの膨張する組織を維持・運営するための資金の確保という問題も残されているのであるが、この神策軍が内包する財政的な問題については、稿を改めて述べることにしたい。

## 注

- 1 神策軍に関する先行研究については、拙稿「唐・神策軍の形態変化と後期北衙の誕生」(『史観』一八一、二〇一九年)の註も参照されたい。
- 2 小畑龍雄「神策軍の成立」(『東洋史研究』一八一、一九五九年)、同「神策軍の発展」(田村博士退官記念事業会編『田村博士頌壽東洋史論叢』田村博士退官記念事業会、一九六八年)。日野開三郎「支那中世の軍閥」(『日野開三郎東洋史学論集』一、三二書房、一九八〇年)。
- 3 何永成『唐代神策軍研究——兼論神策軍与中晚政局』(台湾商務印書館、一九九〇年)。
- 4 黄楼「神策軍与中晚唐宦官政治」上下(中華書局、二〇一九年)。何先成「唐代神策軍与神策中尉研究」(中国社会科学出版社、二〇二二年)。
- 5 唐の北衙が北司と呼ばれるまでの変遷を取り上げた先論としては、曾我部静雄「唐の南衙と北衙の南司と北司への推移」(『史林』六四一、一九八一年)がある。ただしこの論考では、北司として神策軍が握った行政的な権限についてはほとんど言及されていない。
- 6 同様の記事は『冊府元龜』卷六二八、環衛部三、虐害、中華書局影印本、七五三七頁にも見える。
- 7 神策軍は一地方軍であったが、吐蕃から逃れて陝州へ蒙塵した代宗を救援・保護するという大きな功績をあげて長安へ乗り込んだ。賈憲保氏は、北軍の獄は代宗が神策軍を優遇した結果の産物で、当時の皇帝権力と神策軍が深い関係にあったことの証左とする(『賈憲保「唐代北司的司法機構」』『人文雜誌』一九八五年第六期、一九八五年)。
- 8 『唐六典』卷六、尚書刑部、刑部郎中員外郎、中華書局版、一八八一—一八九頁、同卷一八、大理寺、大理卿、五〇二頁。唐代の裁判については、奥村郁三「唐代裁判手続法」(『法制史研究』一九六〇—一九六〇年)を参照。
- 9 室永芳三「唐代における詔獄の存在様態(上)」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二六、一九七六年)。
- 10 室永芳三「唐代における詔獄の存在様態(下)」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二七、一九七七年)。
- 11 「事未発、魏修・李修上奏、令内官王希遷等捕其党与斬之」(『旧唐書』卷一四四、韓遊瓌附李弘弘、中華書局標点本、三九二〇頁)。
- 12 『資治通鑑』卷三二一、唐紀四七、德宗興元元年八月条、中華書局版、七四四五頁。
- 13 『旧唐書』卷四四、職官志三、左右神策軍、一九〇五頁。
- 14 室永芳三「唐末内侍省における鞫獄の性格と機能について」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二八、一九七八年)。
- 15 拙稿「閑院体制と北衙禁軍」(『唐代前期北衙禁軍研究』汲古書院、二〇二〇年)、九八頁。
- 16 神策軍は、左神策軍(左軍)が左銀台門外に、右神策軍(右軍)が九仙門外に駐屯していた。神策軍の禁苑内での活動については、拙稿「長安城の禁苑と北衙」(『唐代前期北衙禁軍研究』汲古書院、二〇二〇年)も参照されたい。
- 17 「王」再榮於憲宗元和八年二月、詣銀台門告敏父司空于頔与梁正言錢以謀出鎮。即日收頔孔目官沈璧并家僮數十人、於内侍獄鞫問、于頔待罪於右仗、以御史中丞薛存誠・刑部侍郎王播・大理卿武少儀為三司使」(『冊府元龜』卷九三四、總録部一八四、告訐、一一〇一三頁)。
- 18 「初、盜殺武元衡、捕之未獲、王承宗之叔父土平上封、稱賊出於承宗。乃詔悉収承宗將卒、得張晏等三十人。初付仗内獄、鞫不得情、詔送京兆府、

- 命監察御史陳中師与尹裴武同鞠之、獄成、皆処斬」(『冊府元龜』卷一五三、帝王部、明罰二、元和十四年七月丁丑朔、一八五五頁)。
- 19 神策軍護軍中尉についての最新の研究成果は、何先成『唐代神策軍与神策中尉研究』(中国社会科学出版社、二〇二二年)の第一章第三節・第二章第二節と第六章に詳しい。また、歴代の護軍中尉と枢密使については、黄楼『神策軍与中晚唐宦官政治』下(中華書局、二〇一九年)に附録二として一覧表が作成されている。
- 20 室永芳三「唐代における詔獄の存在様態(下)」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二七、一九七七年)。
- 21 「庚午、以給事中柳公綽為京兆尹。公綽初赴府、有神策小将躍馬棋衝前導、公綽駐馬、杖殺之。明日、入对延英、上色甚怒、詰其專殺之状、对曰「陛下不以臣無似、使待罪京兆。京兆為葷殺師表、今視事之初、而小将敢爾唐突、此乃輕陛下詔命、非独慢臣也。臣知杖無礼之人、不知其為神策軍將也」。上曰「何不奏」。对曰「臣職当杖之、不当奏」。上曰「誰当奏者」。对曰「本軍当奏。若死於街衢、金吾街使當奏在坊内、左右巡使当奏」(『資治通鑑』卷三三九、唐紀五五、憲宗元和十一年十一月庚午条、七七二六頁)。
- 22 「中郎將掌領府屬、以督京城内左右六街昼夜巡警之事。左右郎將二焉」(『唐六典』卷二五、諸衛府、左右金吾衛、翊府中郎將、六三九頁)、「左右翊中郎將府中郎將、掌領府屬、督京城左右六街鋪巡警、以果毅二人助巡探」(『新唐書』卷四九上、百官志四上、十六衛、左右金吾衛、中華書局標点本、一一二八頁)。
- 23 室永芳三「唐都長安城の坊制と治安機構(下)」(九州大学東洋史論集)四、一九七五年)。
- 24 『資治通鑑』卷三三九、唐紀五五、憲宗元和十一年十一月庚午条の胡注(七七二六頁)にもほぼ同文が見える。
- 25 『旧唐書』卷四四、職官志三、左右神武軍、一九〇四頁。また拙稿「左右龍武軍の盛衰」(『唐代前期北衙禁軍研究』汲古書院、二〇二〇年)も参照。
- 26 『資治通鑑』卷二二一、唐紀三七、肅宗乾元二年三月乙未条、七〇七二頁にも同じ内容の記事がある。
- 27 「約以其年十一月誅中官、須假兵力、乃以大理卿郭行餘為邠寧節度使、戸部尚書王璠為太原節度使、京兆少尹羅立言權知大尹事、太府卿韓約為金吾街使、刑部郎中知雜李孝本權知中丞事、皆訓之親厚者。冀王璠、郭行餘未赴鎮間、広令召募豪俠及金吾台府之從者、俾集其事」(『旧唐書』卷一六九、李訓伝、四三九七頁)。
- 28 『資治通鑑』卷三三九、唐紀五五、憲宗元和十年六月癸卯条、七七一三頁。
- 29 『長安志』卷一〇、唐京城四、朱雀街之第三街、修德坊・頌政坊(三秦出版社版、三三八―三三九頁)。
- 30 『旧唐書』卷一七七、崔慎由附崔胤伝に「胤以天子幽囚、諸侯觀變、有神策軍巡使孫德昭者、頗怒季述之廢立、胤何知之、令判官石戩与德昭遊、伺其深意」(四五八三頁)とあって、神策軍巡使が登場する。『旧唐書』で神策軍巡使が確認できるのはこの一例のみである。
- 31 室永芳三「唐都長安城の坊制と治安機構(下)」(九州大学東洋史論集)四、一九七五年)。この文宗以降に始まった軍巡使と軍巡院の体制は五代後梁に引き継がれるが、それについては同「五代時代の軍巡院と馬歩院の裁判」(『東洋史研究』二四―四、一九六六年)を参照。
- 32 宮市については、『資治通鑑』卷三三五、唐紀五一、德宗貞元十三年十二月の記事に詳しい。
- 33 中田美絵「不空の長安仏教界台頭とソグド人」(『東洋学報』八九―三、二〇〇七年)。

- 34 『資治通鑑』卷二三七、唐紀五三、憲宗元和四年六月条胡注、七六六一頁にも同文がある。
- 35 ちなみに仏教僧尼の管轄は開元二五年までは鴻臚寺の崇玄署にあったが、開元二五年に崇玄署が道士・女道士を管轄するのみになって宗正寺に移され、仏教僧尼の管轄はそれとは別に礼部祠部に移された（『唐六典』卷一六、宗正寺、崇玄署、四六七頁）。
- 36 「二月辛酉、詔僧尼道士全隸左右街功德使。自是祠部司封不復関奏」（『旧唐書』卷一四、憲宗本紀、元和二年二月辛酉条、四二〇頁）。
- 37 不空の長安での仏教活動と禁軍との関係については、中田美絵「唐朝政治史上の『仁王経』翻訳と法会——内廷勢力専権の過程と仏教——」（『史学雑誌』一一五—一三、二〇〇六年）や同「不空の長安仏教界台頭とソグド人」（『東洋学報』八九—三、二〇〇七年）を参照。
- 38 室永芳三「唐長安の左右街功德使と左右街功德巡院」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』三〇、一九八一年）。
- 39 『資治通鑑』卷二二二、唐紀四七、德宗貞元元年六月条（七四五—三頁）・七月条（七四五—九頁）、同卷二二二、唐紀四八、德宗貞元二年四月条（七四六—九頁）、同卷二二三、唐紀四九、德宗貞元三年十二月条（七五〇—八頁）。
- 40 『資治通鑑』卷二二三、唐紀四九、德宗貞元三年十月、七五〇—七頁、『旧唐書』卷一四四、韓遊瓌附李広弘伝、三九二〇頁。
- 41 「十二年、立左右神策護軍中尉二員、中護軍二員（德宗分羽林衛、置左右神策軍、避地山南、悉以委中人、乃立此職。其後、兩中尉皆分領左右街功德使。後又有知神策軍兵馬使、左右神策軍護軍中尉福使）」（『冊府元龜』卷六六五、内臣部一、總序、七九五—五頁）。
- 42 小野勝年「入唐求法巡礼行記の研究」三（鈴木學術財団、一九六七年）、二六五—二六六頁。
- 43 唐代には、監察侍御史という官職は存在しないので、御史台の侍御史（従六品下）のことかと思われる。
- 44 『巡礼行記』卷三、開成五年八月二四日条、上海古籍出版社版、一四一頁。
- 45 室永芳三「唐長安の左右街功德使と左右街功德巡院」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』三〇、一九八一年）。